

掛 金 様 式

公立学校共済組合沖縄支部長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書（定時決定用）

当所属所（部署）は、毎年、4月から6月までの間は、下記の理由により繁忙期又は閑散期となることから、標準報酬定時決定基礎届を提出するにあたり、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年間平均による保険者算定にて決定していただくよう申し立てます。

なお、当所属所（部署）における例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等の資料を添付します。

記

繁忙期又は閑散期となる理由

理由は具体的に記載してください。

令和 年 月 日

所属所名（部署名）

所属所長（職名・氏名）

事務担当者名

連絡先部署・電話番号

TEL ()

**標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等
(定時決定用)**

【申請にあたっての注意事項】

- ・ この用紙は、標準報酬定時決定基礎届を届け出るにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・ この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・ また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか、記名の上、押印してください。
- ・ なお、標準報酬の月額、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所コード		所属所名（部署名）	
--------	--	-----------	--

組合員番号	組合員の氏名カナ	生年月日	性別

【前年7月～本年6月の報酬額等の欄】 ※和暦で記載してください。

算定基礎月の報酬支払基礎日数			固定的給与	非固定的給与	合計
	年 7 月	日	円	円	円
	年 8 月	日	円	円	円
	年 9 月	日	円	円	円
	年 10 月	日	円	円	円
	年 11 月	日	円	円	円
	年 12 月	日	円	円	円
	年 1 月	日	円	円	円
	年 2 月	日	円	円	円
	年 3 月	日	円	円	円
	年 4 月	日	円	円	円
	年 5 月	日	円	円	円
	年 6 月	日	円	円	円

【標準報酬の月額の比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。

従前の 標準報酬の月額	短期給付 標準報酬		厚生年金・退職等年金 標準報酬	
	等 級	月 額	等 級	月 額
		千円		千円

前年7月～本年6月の 合計額（※）	前年7月～本年6月の 平均額（※）	短期給付 標準報酬		厚生年金（上段）・退職等年金（下段） 標準報酬	
		等 級	月 額	等 級	月 額
			千円		千円

本年4月～6月の 合計額（※）	本年4月～6月の 平均額（※）	短期給付 標準報酬		厚生年金（上段）・退職等年金（下段） 標準報酬	
		等 級	月 額	等 級	月 額
			千円		千円

2等級以上 (○又は×)	修 正 平 均 額 (※)
	円

【標準報酬の月額の比較欄】の（※）部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- ② 欠勤や無給休職により報酬の全部が支給されない場合は、支払基礎日数が17日以上である月は実支給額を用いることとし、休職者給与を受けていること等により報酬の一部が支給されない月がある場合は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- ③ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年6月分以内に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～本年6月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～本年6月の間に本来支払うはずの報酬の一部が、本年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- ④ 前年7月～本年6月の間に固定的給与の変動が起こった場合でも、報酬月額の算定対象となる月であれば、固定的給与の変動が反映された報酬も含めて平均を算定する。
- ⑤ 前年7月～本年6月の間に、今回の保険者算定の要件を満たす所属所（部署）に異動した場合（組合員資格の得喪を伴う異動を除く。）でも、報酬月額の算定の対象となる月であれば、異動前の所属所（部署）で受けた報酬も含めて平均を算定する。
- ⑥ 年間報酬の平均で決定する場合は、「標準報酬定時決定基礎届」の「修正平均額」欄には「前年7月～本年6月の平均額」を記入する。

【組合員の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所（部署）が申立てすることに同意します。
組合員氏名 印

【備考欄】

掛 金 等 控 除 申 立 書

公立学校共済組合沖縄支部長 殿

給与から控除されない掛金等について、地方公務員等共済組合法第48条第1項の規定に基づき、貴支部より支給される休業給付（傷病手当金・介護休業手当金）より控除下さるよう申し立てます。

令和 年 月 日

所 属 所 名	_____
組 合 員 番 号	_____
氏 名	_____ 印

※添付書類

傷病手当金………辞令(写)

介護休業手当金…介護休暇簿(承認通知書)(写)

公立学校共済組合沖縄支部長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）

当所属所（部署）は、毎年、 月 から 月 までの間は、下記の理由により繁忙期又は閑散期となることから、標準報酬随時改定基礎届を提出するにあたり、地方公務員等共済組合法第 43 条第 10 項及び厚生年金保険法第 23 条第 1 項の規定による随時改定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬の等級について 2 等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、地方公務員等共済組合法第 43 条第 16 項及び厚生年金保険法第 24 条第 1 項の規定により、年間平均による保険者算定にて決定していただくよう申し立てます。

なお、当所属所（部署）における例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等の資料を添付します。

記

繁忙期又は閑散期となる理由

理由は具体的に記載してください。

令和 年 月 日

所属所名（部署名）

所属所長（職名・氏名）

事務担当者名

連絡先部署・電話番号

TEL ()

**標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等
(随時改定用)**

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、標準報酬随時改定基礎届を届け出るにあたって、年間報酬の平均で改定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、随時改定にあたり、「昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間の標準報酬の月額」と「年間平均の標準報酬の月額」（昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額）との間に2等級以上の差があり、「年間平均の標準報酬の月額」で改定することに同意する方のみ記入してください。
- また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか、記名の上、押印してください。
- なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所コード		所属所名（部署名）	
--------	--	-----------	--

組合員番号	組合員の氏名カナ	生年月日	性別

【昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた報酬額等の欄】※和暦で記載してください。

算定基礎月の報酬支払基礎日数	固定的給与	非固定的給与	合計
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日		円③	円
年 月 日	円①	円④	円
年 月 日	円①	円④	円
年 月 日	円①	円④	円

昇給月又は降給月以後の継続した3か月 (固定的給与)	①合計	円	②平均額	円
昇給月又は降給月前の継続した9か月 (非固定的給与)	③合計	円		
昇給月又は降給月以後の継続した3か月 (非固定的給与)	④合計	円	⑤平均額	円
昇給月又は降給月前の継続した9か月及び 昇給月又は降給月以後の継続した3か月	③＋④	円	⑥平均額	円

【標準報酬の月額の比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

	平均額	短期給付 標準報酬		厚生年金（上段）・退職等年金（下段） 標準報酬	
		等 級	月 額	等 級	月 額
従前の 標準報酬の月額		a	千円	b	千円
昇給月又は降給月 以後の継続した3か月	②＋⑤ 円	c	千円	d	千円
年間平均	②＋⑥ 円	e	千円	f	千円

	ア aとc又はbとdが2等級差以上 ^(注1)	イ cとe又はdとfが2等級差以上	ウ aとe又はbとfが1等級差以上 ^(注2)
○又は× ^(注3)			

- 注1 2等級差以上であっても、以下に該当する場合は「×」としてください。
昇給のとき：「昇給月以後の継続した3か月」（cとd）が「従前の標準報酬の月額」（aとb）よりも低い場合
降給のとき：「降給月以後の継続した3か月」（cとd）が「従前の標準報酬の月額」（aとb）よりも高い場合
- 注2 1等級差以上であっても、以下に該当する場合は「×」としてください。
昇給のとき：「年間平均」（eとf）が「従前の標準報酬の月額」（aとb）と同じ又は「従前の標準報酬の月額」（aとb）よりも低い場合
降給のとき：「年間平均」（eとf）が「従前の標準報酬の月額」（aとb）と同じ又は「従前の標準報酬の月額」（aとb）よりも高い場合
- 注3 上記アからウまでのすべてが「○」の場合に、年間報酬額の平均で改定を行うことができます。
※上記アが×の場合は、随時改定の要件を満たさないため、随時改定は実施せず「従前の標準報酬の月額」のままとなります。
（この用紙の提出は不要です。）
※上記イが×の場合は、年間報酬額の平均による改定の要件を満たさないため、通常の随時改定を行います。
（この用紙の提出は不要です。）
※上記ウが×の場合で申立書・同意書の提出があった場合は、随時改定を実施せず、「従前の標準報酬の月額」のままとなります。
（この用紙の提出が必要です。）

【組合員の同意欄】

私は今回の随時改定にあたり、年間報酬額の平均で改定することを希望しますので、当所属所（部署）が申立てすることに同意します。
組合員氏名 印

【備考欄】

--

※裏面もご覧ください。

【標準報酬の月額と比較欄】の記載に当たっては、以下にご注意ください。

- 1 支払基礎日数が17日未満の月の報酬額は除く。
- 2 欠勤や無給休職により報酬の全部が支給されない場合は、支払基礎日数が17日以上である月は実支給額を用いることとし、休職者給与を受けていること等により報酬の一部が支給されない月がある場合は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- 3 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 昇給月又は降給月前の継続した9か月より前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の算定の対象となる月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
 - イ 昇給月又は降給月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月又は降給月から4か月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払うはずだった月を除く。
- 4 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの間に固定的給与の変動が起こった場合でも、報酬月額の算定の対象となる月であれば、固定的給与の変動が反映された報酬も含めて平均を算定する。
- 5 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に、今回の保険者算定の要件を満たす所属所（部署）に異動した場合（組合員資格の得喪を伴う異動を除く。）でも、報酬月額の算定の対象となる月であれば、異動前の所属所（部署）で受けた報酬も含めて平均を算定する。
- 6 年間報酬の平均で決定する場合、「標準報酬随時改定基礎届」は、以下のとおり記載する。
 - ・「修正平均額」欄…表面の「年間平均」欄の平均額（表面の②+⑥）を記載
 - ・「標準報酬等級/月額」欄…表面の「年間平均」欄の標準報酬の等級と月額を記載

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

(フリガナ) 申出者氏名		申 出 者 生年月日	年 月 日
所属所		組合員等 記号・番号	公立沖・
職 名			
産前産後休業の期間 (休業開始日は、出産日以前42日目(出産日が予定日後であるときは、予定日以前42日目)(多胎妊娠の場合は98日目)を、休業終了日には出産日後56日目を記入。)	休業開始日	年 月 日	
	休業終了日	年 月 日	
出産(予定)日	年 月 日		
出 産 種 別	単 胎 ・ 多 胎		
4月から6月までの間において、地方公務員等共済組合法第43条第14項に規定する産前産後休業を取得することから、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額(以下「年平均額」という。)により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 様 年 月 日 申出者 氏 名			

(R4.6)

【申請にあたっての注意事項】

- この申出書は、定時決定にあたり、①「4、5、6月の報酬の月平均」により算出した標準報酬の等級が、②「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額平均」により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合に申し出ることができます。なお、この保険者算定は令和4年度以降の取扱いであるため、過年度の4月から6月までの間に産前産後休業を取得している場合の申出はできませんので、ご注意ください。
- 定時決定にあたり、上記②で決定することを希望する場合は、この申出書を必ず提出してください。
- 産前産後休業とは、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあつては、98日)から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。)をいいます。
- 次に該当する場合は、この保険者算定の対象とはなりません。
 - ・産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
 - ・雇用保険法の適用対象となる組合員の場合
- 標準報酬の月額は、掛金(保険料)や各事業の給付の額を算定する際の基準となるものです。この申出書を提出することにより、それらに影響を及ぼすことにご留意ください。

【共済組合記入欄】

4、5、6月の報酬の月平均(地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法による標準報酬)

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
		円			円

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額による標準報酬

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
		円			円

直近12月間の 標準報酬月額 (短期給付)	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

(フリガナ) 申出者氏名		申 出 者 生年月日	年 月 日		
所 属 所		組 合 員 番 号			
職 名					
育児休業等 承認期間	休業開始日		休業終了日（復職日の前日）		
	年 月 日		年 月 日		
育児休業等 に係る子	(フリガナ) 氏 名			性 別	男 女
	生年月日	年 月 日			
地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 様 令和 年 月 日 住 所 申出者 氏 名					

備 考 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は育児休業等終了時改定の算定に使用しません。

(R3.3)

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

(フリガナ) 申出者氏名		申 出 者 生年月日	年 月 日	
所 属 所		組 合 員 番 号		
職 名				
産前産後休業 承認期間	休業開始日		休業終了日（復職日の前日）	
	年 月 日		年 月 日	
産前産後休業 に係る子	(フリガナ) 氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日		
地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 様 令和 年 月 日 住 所 申出者 氏 名				

備 考 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

(R3.3)

育児休業等掛金等免除申出書

組合員	氏 名		組合員 番号	
	生年月日	年 月 日		
所属機関	名 称			
	所在地			
育児休業中の掛金等免除申出日			令和	年 月 日
育児休業等の期間に 係る掛金等免除の申出	育児休業等の期間	初 日	令和	年 月 日
		終了日	令和	年 月 日
育児休業に係る子の生年月日			令和	年 月 日
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律			
地方公務員等共済組合法 第114条の2第1項の規定により、育児休業期間等に係る 掛金等の免除を申し出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 殿 令和 年 月 日 住所 申出者 氏名				

添付資料：育児休業に係る任命権者の承認書(辞令)の写し

育児休業等掛金等免除変更申出書

組合員	氏 名		組合員 番号	
	生年月日	年 月 日		
所属機関	名 称			
	所在地			
育児休業を開始した日			令和 年 月 日	
育児休業中の掛金等免除申出日			令和 年 月 日	
育児休業が終了する日	変更前	令和 年 月 日		
	変更後	令和 年 月 日		
育児休業に係る子の生年月日			令和 年 月 日	
地方公務員等共済組合法施行規程 第164条の3第3項 の規定により、育児休業等 の期間に係る掛金等免除の変更を申し出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 殿 令和 年 月 日 住所 申出者 氏名				

添付資料 : 育児休業に係る任命権者の承認書(辞令)の写し

☐ 産前産後休業掛金等免除

☐ 産前産後休業掛金等免除変更

申出書

組合員	氏 名			組合員番号	
	生年月日	年	月		
所属所コード				所属所名	
当初予定	出 産 予 定 日			令和	年 月 日
	産前産後休業の 取得(承認)期間	初 日		令和	年 月 日
		終了日		令和	年 月 日
変更後	出 産 日			令和	年 月 日
	産前産後休業の 取得(承認)期間	初 日		令和	年 月 日
		終了日		令和	年 月 日
出 産 (予 定) 種 別				単胎 ・ 多胎	
上記の期間について、産前産後休業を取得していますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2規定により、産前産後休業期間に係る掛金等免除(変更)を申し出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 殿 令和 年 月 日 申 出 者 住 所 氏 名					
産前産後休業の期間(支部記入)			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

1 申出書は、「当初予定」と「変更後」の2回提出してください。

2 産前産後休業に係る掛金等の免除期間は、出産日以前42日(出産日が出産予定日後の場合は、出産予定日から出産日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。(多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」に読み替えてください。)

給料では、休業を開始した日の属する月から休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの間、免除されます。

【添付書類】

(1)当初予定申出時

- ①産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類(休暇願の写し、休暇簿の写し等)
- ②出産予定日が確認できる書類(妊娠証明書の写し等)
- ③(多胎妊娠の場合)出産人数が確認できる書類(診断書の写し等)

(2)変更後申出時

- ①出産後に変更された産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類(休暇願の写し、休暇簿の写し等)
- ②出産日が確認できる書類(出産証明書の写し等)

3歳未満の子を養育しない旨の届出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください。

(フリガナ) 申出者氏名		申 出 者 生年月日		年 月 日	
所 属 所		組 合 員 番 号			
職 名		基 礎 年 金 番 号		—	
養育しないこととなった日及びその事由 ※裏面参照		〔 該当する番号を○で囲み、カッコ内の日を「養育しないこととなった日」として記入してください。 〕			
		平成 令和 年 月 日 1 他の子の養育（他の子の出生日） 2 子を養育しなくなった（養育しなくなった日） 3 育児休業等（掛金免除）の開始（開始日） 4 産前産後休業（掛金免除）の開始（開始日）			
養育しないこととなった子	(フリガナ) 氏 名	生年月日		年 月 日	
地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員（厚生年金保険の被保険者）等の標準報酬月額の特例の適用が終了したので、上記のとおり届け出ます。					
公立学校共済組合沖縄支部長 殿					
令和 年 月 日					
住 所					
申 出 者					
氏 名					

(R3.3)

(裏 面)

【記入にあたっての留意事項】

「養育しないこととなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
養育特例の適用中に次の子が生まれた場合 【男性組合員に限ります】	1を○で囲み、次の子の <u>出生年月日</u> を記入してください。
子を養育しなくなった場合 (例) 当該子が死亡したとき 当該子と離縁したとき 当該子と別居したとき	2を○で囲み、 <u>養育しなくなった日</u> を記入してください。
育児休業等(掛金免除)を開始した場合	3を○で囲み、 <u>育児休業等(掛金免除)を開始した日</u> を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)を開始した場合 【女性組合員に限ります】	4を○で囲み、 <u>産前産後休業(掛金免除)を開始した日</u> を記入してください。

※裏面を参照のうえ、ご記入ください。

– 35 –

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例(以下「3歳未満養育特例」といいます。)」の適用を受けることができます。3歳未満養育特例が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- 3歳未満養育特例は、3歳未満の子(養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子も含む)を養育(同居し監護)している組合員の方が対象となります。※別居の場合は対象とはなりません。
- この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当したときは、すみやかに「**3歳未満の子を養育しない旨の届出書**」をご提出ください。(②、③に該当した場合は届出は不要)
 - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - この申出に係る子が3歳に達したとき
 - 公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したとき又は死亡したとき
 - この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - 掛金等の特例(免除)を受ける育児休業等を開始したとき
 - 掛金等の特例(免除)を受ける産前産後休業を開始したとき
- この申出に基づく3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することになった場合は、再度、当該申出に係る子について、「**3歳未満の子を養育する旨の申出**」を提出してください。

【記入にあたっての留意事項】

「養育することとなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、 <u>出生年月日</u> を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、 <u>養子縁組を行った日</u> を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、 <u>同居を開始した日</u> を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限りです】	「1 出生等」を○で囲み、 <u>出生年月日</u> を記入してください。 ※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同様に記入してください。(併せて前の子に係る「 3歳未満の子を養育しない旨の届出書 」もご提出ください。)
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、 <u>養子縁組を行った日</u> を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、 <u>同居を開始した日</u> を記入してください。
育児休業等(掛金免除)が終了したことによる場合	「2 育児終了」を○で囲み、 <u>育児休業等が終了した日の翌日</u> を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)が終了したことによる場合 【女性組合員に限りです】	「3 産休終了」を○で囲み、 <u>産前産後休業が終了した日の翌日</u> を記入してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合	「4 就職」を○で囲み、 <u>組合員となった日</u> を記入してください。

【添付書類】

- 戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書(コピー不可)(申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの)
 - 住民票(コピー不可)(申出者と子が同居していることを確認できるもの)
 - 提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 - 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
(例) 育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要。
 - 子の個人番号によるマイナンバー情報連携により、住民票の提出を省略することができます。
(詳しくは【子の個人番号について】を参照願います。)
 - 養育の特例を開始した日以後申出日までに相当の期間(概ね90日以上)がある場合は、その間同居関係があったことについて、同居関係の申立書(様式任意)を提出する必要があります。
- ※ 特別養子縁組の監護期間にある子については、上記1に代えて「家庭裁判所が発出した事件系属証明書」及び上記2の住民票が必要です。
- ※ 養子縁組里親に委託されている要保護児童については、上記1及び2に代えて「児童相談所が交付する措置決定通知書」が必要です。

【子の個人番号について】

- 子の個人番号は申出者本人が確認することとなっているため、確認書類の添付は不要です。
 - 個人番号(マイナンバー)による情報連携の仕組みを利用して、養育特例の手続きに必要な住民票関係情報を地方自治体等へ照会します。地方自治体等から個人番号に対応した情報が提供されると、それを基に手続きを行います。これにより、申出者の方は添付書類のうち、原則、2の住民票の提出を省略することができます。
- ※ 住民票以外の添付書類(戸籍等)は、添付の省略をすることができません。

介護保険第2号被保険者資格 取得 ・ 喪失 届書

所 属 所 名				組 合 員 番 号			
所 属 所 コー ド				組 合 員 氏 名			
区 分	取得 ・ 別 喪失	氏 名	生年月日	性 別	取得・喪失年月日	事 由	
組 合 員	取得 ・ 喪失		年 月 日	男 ・ 女	令和 年 月 日	1 障害者支援施設等に入所した 2 障害者支援施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	
被 扶 養 者	取得 ・ 喪失		年 月 日	男 ・ 女	令和 年 月 日	1 障害者支援施設等に入所した 2 障害者支援施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	
	取得 ・ 喪失		年 月 日	男 ・ 女	令和 年 月 日	1 障害者支援施設等に入所した 2 障害者支援施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	
上記のとおり届け出ます。 公立学校共済組合沖縄支部長 殿 令和 年 月 日 職 名 届出者 氏 名							

組合員及び被扶養者が組合員資格取得の際すでに介護保険第2号被保険者資格を喪失している場合には、「喪失」に○印を付してこの届書を提出してください。

「事由」欄の1～4のいずれかに○印を付してこの届書を提出してください。

組合員又は被扶養者が40歳又は65歳に達したときには、提出の必要はありません。